



埼玉県報

第 128 号
令和 2 年(2020 年)
7 月 31 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 埼玉県税条例の規定による申告等の期限の指定（税務課）
- 液体クロマトグラフ／飛行時間型質量分析計に関する入札公告（入札課）
- 災害救助用備蓄食料に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（東部地区）に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（南部地区）に関する入札公告（入札課）
- 石油ストーブ（西部・北部地区）に関する入札公告（入札課）
- 東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 介護施設等のマスクに関する契約の相手方等の公示（高齢者福祉課）
- 身体障害者福祉法第 15 条の医師の指定の辞退（障害者福祉推進課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）

- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金支給業務委託に関する契約の相手方等の公示（先端産業課）
- 嵐山南部土地改良区の役員退任届（東松山農林振興センター）
- 荒川右岸用排水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 人身安全関連事案管理システム構築業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道新座和光線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道新座和光線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 県道宗岡さいたま線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 県道所沢狭山線の区域の変更（川越県土整備事務所）
- 県道春日部久喜線の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（熊谷建築安全センター）
- 県立病院で使用する灯油（8・9月分）の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 脳外科用バイプレーン血管造影X線撮影装置の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 全身用X線CT装置の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額（経営管理課）
- 長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示（保健体育課）
- 交通誘導警備業務に係る検定合格警備員配置認定路線の見直し（保安課）

規則

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 高田直芳

埼玉県教育委員会規則第十八号

埼玉県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立特別支援学校管理規則（昭和三十三年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び埼玉県立けやき特別支援学校」を「、埼玉県立けやき特別支援学校及び埼玉県立越谷西特別支援学校」に改め、同条第二項の表中「埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校——北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二」を「埼玉県立けやき特別支援学校伊奈分校——北足立郡伊奈町大字小室八百十八番地二——に改める。

別表埼玉県立川口特別支援学校の項中

中	学	部	三年	学校教
高	等	部	三年	学
			一〇三	校生
				ある者
				はこれ

育法に規定する
徒で知的障害の
を卒業した者又
に準ずる者

を

中	学	部	三年	学校教育法に規定する 学齢生徒で知的障害の ある者

に改め、同表埼玉県立越谷西特別支援学校の項中

高	等	部	三年	八六
---	---	---	----	----

中学部を卒業した者又はこれに準ずる者

を

校	松伏分	高等部	三年	八六	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
		高等部	三年	四八	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者の障害のあるもの

者又
者又
で知

に改め、同表埼玉県立入間わかくさ高等特別支援学校の項の次に次のよ

うに加える。

埼玉県立戸田か けはし高等特別 支援学校	高 等 部	三年	二四〇	中学部を卒業した者又はこれに準ずる者
----------------------------	-------------	----	-----	--------------------

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

令和元年埼玉県告示第六百三十二号（埼玉県税条例の規定による申告等の期限の延長）において別に告示で定めることとされている期日のうち、その期限が令和元年十月十二日から令和二年八月三十日までの間に到来する法人の県民税、県民税の利子割、配当割及び株式等譲渡所得割、法人の事業税、個人の事業税（埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）第三十一条の十第一項又は地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の五十五第二項の規定による申告（年の中途において事業を廃止した場合を除く。）に限る。）、地方消費税並びに県たばこ税については、同月三十一日とする。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百三十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

液体クロマトグラフ／飛行時間型質量分析計 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年1月15日（金）

(4) 納入場所

埼玉県環境科学国際センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 沼田 電話048-830-5780（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月18日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月18日（金）午前10時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年9月18日（金）午前10時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年9月7日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年8月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

LC/TOFMS, One Complete Set

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, September 18, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, September 17, 2020

In Person: 10:00 am, Friday, September 18, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,
Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第八百三十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

災害救助用備蓄食料 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和2年12月18日（金）

(4) 納入場所

埼玉県農林部農産物安全課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額のうち消費税の軽減税率対象品目に係る分については当該金額の8パーセントに相当する額を、消費税の軽減税率対象品目以外に係る分については当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち消費税の軽減税率対象品目に係る分については108分の100に相当する金額、消費税の軽減税率対象品目以外に係る分については110分の100に相当する金額の合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県 of 契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 磯松 電話048-830-5780（直通）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月18日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月18日（金）午前10時まで

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年9月18日（金）午前10時10分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年9月7日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年8月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする。）。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Name and Quantity of the Products to Be Purchased:

Disaster Rescue Stockpile Food, One Complete Set

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 10:00 am, Friday, September 18, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Thursday, September 17, 2020

In Person: 10:00 am, Friday, September 18, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5780

告 示

埼玉県告示第八百四十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（東部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年1月29日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立杉戸農業高等学校ほか23校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 大塚 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月15日（火）午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月14日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月15日（火）午前11時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年9月15日（火）午前11時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年9月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年8月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of Kerosene heaters and Kerosene tanks (Eastern region)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 11:00 am, Tuesday, September 15, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, September 14, 2020

In Person: 11:00 am, Tuesday, September 15, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第八百四十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（南部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年1月29日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立浦和高等学校ほか25校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 大塚 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月15日（火）午後1時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月14日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月15日（火）午後1時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年9月15日（火）午後1時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年9月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年8月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of Kerosene heaters and Kerosene tanks (Southern region)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 1:00 pm, Tuesday, September 15, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, September 14, 2020

In Person: 1:00 pm, Tuesday, September 15, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第八百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

石油ストーブ（西部・北部地区） 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

令和3年1月29日（金）

(4) 納入場所

埼玉県立熊谷高等学校ほか25校

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札課総務・物品調達担当 大塚 電話048-830-5778（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月15日（火）午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月14日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月15日（火）午後2時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県総務部入札課 令和2年9月15日（火）午後2時10分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年9月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年8月5日（水）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

本件入札は、入札の結果、落札者との契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年埼玉県条例第15号)に基づき、県議会の議決に付さなければならない契約となる場合には、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第3条の規定による入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and Quantity of the Products to Be Purchased:

Set of Kerosene heaters and Kerosene tanks (Western and Northern region)

(2) Deadline for Submissions:

By Electronic Bidding System: 2:00 pm, Tuesday, September 15, 2020

By Registered Mail: 5:00 pm, Monday, September 14, 2020

In Person: 2:00 pm, Tuesday, September 15, 2020

(3) Contact Information:

General Affairs・Supplies Procurement Group, Bidding Services
Division,

Department of General Affairs, Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-ken 330-9301, Japan

Tel. 048-830-5778

告 示

埼玉県告示第八百四十三号

東松山市から東松山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第八百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団悠翔会 悠翔会在宅クリニック春日部	翔会	春日部市中央一―五―一 二ハルキヤビル二階	令和二年七月一日
医療法人社団東仁会 埼仁クリニック蕨	医療法人社団東仁会	蕨市中央一―一三―七	令和二年六月一日
鴻巣メンタルクリニック	医療法人社団白月会	鴻巣市本町三―八―一	令和二年五月一日
志木駅前うちだ耳鼻科	医療法人社団あまり会	志木市本町五―二五―八ドウ ―セットビル二階	令和二年五月一日
はねおの森クリニック	栗野 貴志	比企郡滑川町羽尾四三九六 ―	令和二年七月一日
村山皮フ科	村山 喬之	東松山市高坂八九七―一五	令和二年六月一日
医療法人社団心志会 本庄駅前病院	医療法人社団心志会	本庄市駅南一―二―三二	令和二年六月一日

医療法人社団めいこう会 玲子内科クリニック	医療法人社団めいこう会	新座市栗原五―一二―一七 メイハイムビル二階	令和二年六月一日
桶川医療クリニック	医療法人みずほ会	桶川市若宮一―五―二パトリア桶川四F四〇七区画	令和二年七月一日
矢澤クリニック北本	医療法人慶聰会	北本市北本一―五―マツヤビル二階C号室	令和二年六月一日
水村医院	医療法人彩高会	日高市原宿二一六―一	令和二年六月一日
医療法人社団SFDC わらびスマイル歯科クリニック	医療法人社団SFDC	蕨市錦町三―二―二八	令和二年六月一日
那須歯科医院新田	一般社団法人寿佳会	草加市金明町三七一風の道ハウス二―A	令和二年六月一日
かめだ歯科	亀田 光昭	朝霞市本町二―三―二一Sun Pearl Nagasawa 一階	令和二年七月一日
いながき歯科クリニック	医療法人社団耕新会	狭山市水野四〇五―九六	平成三十年五月一日
リリース歯科クリニック	呉 一紗	新座市北野二―一―二―四〇	令和二年七月一日
川端歯科医院	川端 啓義	新座市栗原六―五―一六	令和二年七月三日
クスリのアオキ春日部栄町薬局	株式会社クスリのアオキ	春日部市栄町三―八七	令和二年七月一日
むすぶ薬局	株式会社結	春日部市中央一―八―九	令和二年七月一日

ホッペ薬局	浅間台株式会社新成堂	上尾市浅間台三―二八―一	令和二年五月一日
あるも薬局	株式会社Blooming Soul	草加市金明町三七一風の街ハウスA	令和二年四月一日
おひさま薬局	株式会社ドラッグストア光	志木市本町五―二二―二九 志木家具センター一階	令和二年七月一日
ドラッグセイムスみよし台薬局	株式会社富士薬品	入間郡三芳町みよし台五―一	令和二年七月一日
ウエルパーク薬局新所沢西口店	株式会社ウエルパーク	所沢市緑町一―一―四	令和二年七月一日
いぶき薬局 緑町店	株式会社アイモファーマシー	所沢市緑町三―三〇―六	令和二年七月一日
訪問看護ステーションゆたか本庄	あおき企画株式会社	本庄市前原一―一二―一五	令和二年四月一日
訪問看護ステーション なないろ	株式会社亀山社	本庄市児玉町児玉二四四五―一	令和二年六月一日
アイビー訪問看護ステーション	ランタナ合同会社	新座市栄三―二―一七	令和二年四月一日
医療法人社団愛友会 訪問看護ステーションブルーベル	医療法人社団愛友会	蓮田市本町三―一―七	令和二年六月一日
えふ訪問看護	株式会社えふ	蓮田市蓮田三―八四―二マ ンション勝一〇二	令和二年四月一日
コルア訪問看護ステーション	株式会社ninonoino	鶴ヶ島市松ヶ丘一―一―三	令和二年六月一日

二 指定施術機関

氏名		住所		施設所		指定年月日	
名	称	名	称	所在地	所在地	日	日
伊藤 真樹	真光堂整骨院	三郷市早稲田二一〇一	一	東京都練馬区東大泉三一	一	令和二年七月二十三日	
久野 宏之	まごころベルマッサージ治療院	東京都練馬区東大泉三一	一	五 三F		令和二年五月一日	
伊藤 勝広	株式会社ボンズ シップ ボンズ シップ訪問マッサージ	東京都江東区東陽三一〇		四林ビル二階		令和二年六月十七日	
重永 将之	からだ元気治療院 所沢西店	所沢市小手指町一一〇	一	一一二〇一		令和二年六月一日	
佐藤 正吾	ふれディア朝霞ステーション	朝霞市東弁財一三	四	朝霞台駅前ビル八F		令和二年六月二十三日	
浅野 文勇	株式会社ケアプラス	さいたま市浦和区領家五一	二	一一一八	ブナサワビル二〇一	令和二年六月二十二日	
志字 良太	カナオ治療院	川越市並木八六四				令和二年六月九日	
林 佳子	おおいずみ鍼灸院 東久留米院	東京都東久留米市東本町二		一 ウインベルコーラス東久留米一〇一		令和二年八月一日	
柳澤 清人	からだ元気治療院 県央エリア	北本市東間七一	一一	ニューマリッチ斎藤一〇一		令和二年六月十六日	

関 佳代子	池田 真之	根岸 瑞樹
久喜 マッサージ院 ハートフル鍼灸	訪問鍼灸マッサ ージ礎	久喜 マッサージ院 ハートフル鍼灸
久喜市吉羽一―二―三ド ミールヒロー〇二	越谷市東越谷二―一七―四 パテイオ二〇二	久喜市吉羽一―二―三ド ミールヒロー〇二
一日 令和二年七月	一日 令和二年七月	一日 令和二年七月

告示

埼玉県告示第八百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
上尾ふれあい眼科	名称	関口医院	上尾ふれあい眼科
おおたけ眼科 小手指医院	所在地	所沢市小手指町一―八―五食品館イトーヨーカドー二階	所沢市小手指町一―八―五ヨークフーズ小手指店二階
医療法人愛應会 騎西病院	名称	医療法人愛應会 騎西クリニック病院	医療法人愛應会 騎西病院
訪問看護ステーションさきたま	名称	きょうりつ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションさきたま

二 指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
白 英祐	施術所 所在地	東京都足立区関原 二―三二―一―一	東京都豊島区北大塚二―二七―一吉 松ビル三〇一

狩野 和幸		馬場 宏之	
施術所		施術所	
所在地	名称	所在地	名称
二〇 所沢市中新井三 A―一〇	マッサー ジ治療室 和幸堂	北葛飾郡杉戸町 杉戸四―一―一	まちの整骨院
三―三四―二七 東京都練馬区早宮	フレアス練馬区東 施術所	春日部市大倉四 六―一二 E I K A ビルーF	まちの整骨院南桜井

告示

埼玉県告示第八百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団埼玉仁会 埼玉クリニック 蕨	蕨市中央一―一三―七	令和二年五月三十一日
清水眼科医院	草加市谷塚一―九―一	令和二年五月三十日
岩堀クリニック	狭山市南入曾五五四―一入曾ダイヤモンドビル二〇五号	令和二年五月二十九日
さいたま往診クリニック	富士見市鶴瀬東一―六―一―鶴瀬SSビル一階B	令和二年七月七日
ひまわりクリニック	熊谷市本石二―二三八サクラハイツ一〇一	令和二年六月十六日
医療法人堀川会 堀川病院	本庄市本庄一―四―一〇	令和二年五月三十一日
医療法人高橋外科整 形外科	本庄市千代田一―四―二二	令和二年三月三十一日

荒木 文雄	氏名			住所
鍼灸 平安堂	名称	施 術 所		
八 B	所在地		入間市下藤沢四八四	
一日	令和二年五月三十	廃止年月日		

二 指定施術機関

のぞみ元気薬局	有限会社山口薬局	井上歯科クリニック	いながき歯科クリニック	戸田えがお歯科	わらびスマイル歯科 クリニック	水村医院	医療法人慶聴会 矢 澤クリニック北本	玲子内科クリニック
本庄市本庄一―九―三	熊谷市本石一―一四四	坂戸市千代田三―二―一若葉駅前ハイツ 一F	狭山市水野四〇五―九六	戸田市下戸田一―一八―二パティオ戸 田公園二F	蕨市錦町一―二―一イトーヨーカド ―錦町店二F	日高市原宿二一六―一	北本市北本一―一〇七江利川ビル一階	新座市栗原五―一―一七 二F
令和二年六月一日	令和二年五月三十 一日	令和二年六月二十 日	平成三十年四月三 十日	平成二十九年十月 七日	令和二年五月三十 一日	令和二年五月三十 一日	令和二年五月三十 一日	令和二年五月三十 一日

告示

埼玉県告示第八百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
医療法人神山医院	深谷市田中六三五―一	令和二年八月一日

告示

埼玉県告示第八百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		このすなわし ングホーム共生 園	
所在地		鴻巣市下谷四 〇九一	
開設者名		医療法人社団 鴻愛会	
サービスの種類	訪問リハビリ テーション	介護予防訪問 リハビリテー ション	介護予防通所 リハビリテー ション
指定年月日	令和二年四月一 日		

介護予防短期
入所療養介護

東銀座薬局 狭山支店		グリーンライフ 蕨		医療法人財団 へリオス会 リオス病院					
狭山市富士見 二一八三 五		蕨市塚越一 一四		鴻巣市広田八 二四一					
株式会社東銀 座薬局		グリーンライフ 株式会社		医療法人財団 へリオス会					
介護予防居宅 療養管理指導	居宅療養管理 指導	介護予防特定 施設入居者生 活介護	特定施設入居 者生活介護	介護予防居宅 療養管理指導	介護予防訪問 リハビリテー ション	介護予防訪問 看護	居宅療養管理 指導	訪問リハビリ テーション	訪問看護
令和二年七月一 日		令和二年七月一 日		令和二年二月一 日					

告示

埼玉県告示第八百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
訪問看護ステーションさきたま	事業所名	きょうりつ訪問看護ステーション	訪問看護ステーションさきたま	訪問看護 居宅介護支援 介護予防訪問看護
グループホームみんなの家・蓮田東	事業者名	株式会社ウイズネット	ALSOK介護株式会社	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
パル薬局柏原店	事業所名	ホープ薬局	パル薬局柏原店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
ヘルパーステーションさきたま	事業所名	生協さきたまヘルパーステーション	ヘルパーステーションさきたま	訪問介護

デイサービスセンター ほほえみ日記	パール薬局蔵店	戸田市中央地域包 括支援センター		医療法人 昭友会 指定居宅介護支援 事業所 いづみ	パール薬局黒須店	グループホーム みなみの家 桶川
事業所所在地	事業所名称	事業者所在地	事業所所在地	事業所所在地	事業所名称	事業者名称
比企郡小川町 一負一	ポピー薬局	戸田市上戸田 五―四	戸田市上戸田 一―一八―一	比企郡滑川町 和泉八七三	平安薬局	株式会社ウイ ズネット
比企郡小川町 一負六八―一	パール薬局蔵店	戸田市上戸田 五―七	戸田市上戸田 五―四	比企郡滑川町 一〇四―一 羽尾一七	パール薬局黒須 店	ALSOK介 護株式会社
通所介護	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	介護予防支援		居宅介護支援	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管 理指導	認知症対応型共同生 活介護 介護予防認知症対応 型共同生活介護

告 示

埼玉県告示第八百五十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
介護施設等向け配布用マスク 592ケース (1,480,000枚)
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県福祉部高齢者福祉課施設・事業者指導担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月22日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
埼京東和薬品株式会社 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4丁目56番地1
- 5 契約金額
65,120,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第八百五十一号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により指定の辞退があつたので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

松本 俊介	塩入 瑛梨子	鈴木 郁子	河野 里佳	田島 幹大	酒井 規光	医師の氏名
害、肢体不自由 機能障害、そしやく機能障 害、肢体不自由	じん臓機能障害	聴覚障害	じん臓機能障害	肢体不自由	音声・言語機能障害、心臓 機能障害	指定障害区分
院 医療法人社団協友会 吉川中央総合病 院	医療法人 秀和会 秀和中央病院	喉科 医療法人社団 豊春会 とよはる耳鼻咽 喉科	医療法人萌友会 板倉クリニク	社会医療法人ジャパンメディカルアライ アンス 東埼玉総合病院	一般社団法人 巨樹の会 明生リハビリ テーション病院	医療機関の名称
吉川市大字平沼百十一	春日部市谷原新田千二百	春日部市上蛭田六百四十九 ウエルシア二F	所沢市東狭山ヶ丘一―二十 七―二十	幸手市吉野五百十七―五	所沢市東狭山ヶ丘四―二千 六百八十一―二	医療機関の所在地
令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月十八日	令和二年三月一日	令和二年一月一日	令和元年八月二十九日	辞退年月日

上浦 大輝	中村 玲	北澤 篤志	原 元彦	坂本 裕彦	泰井 敏毅	鰐淵 博
やく機能障害 音声・言語機能障害、そし 聴覚障害、平衡機能障害、	じん臓機能障害	じん臓機能障害	肢体不自由	肝臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由
独立行政法人国立病院機構 埼玉病院	小川赤十字病院	医療法人社団武蔵野会 TMGサテライ トクリニツク朝霞台	埼玉医科大学病院	埼玉県立がんセンター	国立障害者リハビリテーションセンター 病院	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 埼玉済生会栗橋病院
和光市諏訪二―一	比企郡小川町小川千五百二 十五	朝霞市西弁財一―八―二十 一	入間郡毛呂山町毛呂本郷三 十八	北足立郡伊奈町大字小室七 百八十	所沢市並木四―一	久喜市小右衛門七百十四― 六
令和二年四月十三日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年四月一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日	令和二年三月三十一日

今西 淳悟	正務 秀彦	猪島 一朗	清水 良則
肢体不自由	肢体不自由、 肝臓機能障害	呼吸器機能障害	視覚障害
埼玉医科大学国際医療センター	医療法人 正務医院	医療法人 新井病院	清水眼科医院
一 日高市山根千三百九十七	草加市青柳五十二十三	十八 久喜市久喜中央二二二二	草加市谷塚一十九一
令和二年七月一日	令和二年六月十日	令和二年六月一日	令和二年五月三十日

告示

埼玉県告示第八百五十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

川越旭町店ショッピングセンター

埼玉県川越市旭町二丁目十二の十二外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社サビアコーポレーション 代表取締役 関晴夫

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

株式会社サビアコーポレーション 代表取締役 宮島智美

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計四者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計四者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年七月九日

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

飯仲小前ファッションモール

埼玉県川口市川口五丁目十一番二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社しまむら 代表取締役社長 野中正人

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番地の四

（変更後）株式会社しまむら 代表取締役社長 鈴木誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番地の四

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年七月九日

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや入間春日町ビル（A棟）（B棟）

埼玉県入間市春日町一丁目七百四十八番地十一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計二者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計二者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年七月九日

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目十四―六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千三百八十三、二千三百八十六、二千三百七十八、二千三百七十六、千四百九十八、千四百九十九、千五百一―一、千五百六、千五百五―二、二千三百八十九

（変更後） いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西二丁目十四―六

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後） 株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計六者

（変更後） 株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計六者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年七月九日

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや所沢西武園店

埼玉県所沢市大字荒幡字東向大谷千三百五十九―十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年七月九日

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第八百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや志木市柏町店

埼玉県志木市柏町一丁目六番七十二号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役社長 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役社長 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年七月九日

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年七月三十一日から令和二年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第八百五十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ビバモール蕨

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一号

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 平成十四年度に戸田市宅地開発等指導要綱（現・戸田市宅地開発事業等指導条例）の適合を受けて建築した案件であるため、緑地、駐車場等については原則として現状を維持するよう努めることを求めます。

(2) 建築物の増築等がある場合は、戸田市宅地開発事業等指導条例の適合が必要な場合がありますので、その際は都市整備部まちづくり推進課までお問合せ願います。

(3) 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。

(4) 右折入庫待ちによる混雑防止や道路上で車両等の滞留を防止するため、周辺道路の交通量の多寡に応じて、交通整理員を柔軟に配置するようお願いいたします。

(5) 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起についてご配慮願います。

(6) 駐輪場には防犯カメラや盗難防止看板の設置をお願いします。また、ATM設置の場合は警備員の巡回を実施するようお願いいたします。

(7) 万引き対策として、万引きがしにくい環境づくりと店内放送の工夫をお願いします。

(8) 戸田市立戸田第一小学校及び戸田市立戸田中学校の学区内であるため、特に児童生徒の登下校の時間帯（七時三十分～八時三十分、十四時三十分～十五時三十分）については、安全確保にご配慮願います。

(9) 県の青少年健全育成条例において、午後十一時以降の青少年のみの深夜徘徊

徊を禁止していることから、午後十一時以降に営業時間が変更になった際は、青少年への退店の促しや入店制限、また、店舗前、イートインコーナー、駐車場等での青少年のたむろ等に対して、声掛けや青少年として不適切な行動があった場合の指導等の対策を講じるよう、ご配慮願います。

二 縦覧期間

令和二年七月三十一日から令和二年八月三十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第八百五十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金支給業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部次世代産業拠点整備担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年5月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
トランス・コスモス株式会社 東京都渋谷区渋谷3丁目25番18号
- 5 契約金額
159,479,050円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当

告 示

埼玉県告示第八百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、嵐山南部土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	簾 藤 哲 夫	埼玉県比企郡嵐山町大字鎌形二千二百六十三番地三

告 示

埼玉県告示第八百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年七月二十日認可した。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所所在地

川越市

告 示

埼玉県告示第八百六十二号

令和二年埼玉県告示第百十九号で公示した公共測量は、令和二年六月三十日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百六十三号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査及び電子基準点付属標取付観測）

二 作業地域

春日部市

三 作業期間

令和二年九月一日から令和三年一月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十四号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（基準点測量、土地区画整理出来形確認測量）

三 作業地域

新座市大和田二・三丁目

四 作業期間

令和二年六月二十三日から令和四年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第八百六十五号

令和元年埼玉県告示第六百四十三号で公示した公共測量は、令和二年七月十日終了した旨測量計画機関である深谷市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第八百六十六号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一八―三七―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字長宮字下谷中千二百三十二―一他二十二筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千九百十七・七六立方メートル

告 示

埼玉県告示第八百六十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

人身安全関連事案管理システム構築業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年7月2日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ソフテム 神奈川県川崎市川崎区駅前本町11番2号

5 落札金額

15,774,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年5月1日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
新座市野火止六丁目八七番六地 先から同市野火止七丁目四〇六 番二地先まで		区 間
九・七三〇 一六・三五	九・七三〇 一六・三五	敷地の幅員 (メートル)
七三九・九七		延 長 (メートル)
区画整理事業による。		備 考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原秀行

新座和光線	路線名
新座市野火止六丁目八七番六地先から 同市野火止七丁目四〇六番二地先まで	供用開始の区間
令和二年七月三十一日	供用開始の期日
令和二年七月三十一日付け埼玉県朝霞 県土整備事務所長 告示第十九号で告示 した道路予定区域の 供用開始である。 延長七三九・九七メ ートル	備考

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 道路の種類 県道

二 路線名 宗岡さいたま線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
志木市上宗岡二丁目一六九番 二地先から同市上宗岡二丁目一 一三八番一地先まで		区 間
一二・一四〇 一五・九三	一〇・五三〇 一二・五五	敷地の幅員 (メートル)
四七・五九		延 長 (メートル)
歩道整備事業による。		備 考

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
三 地 先 ま で	狭 山 市 大 字 南 入 曾 五 五 番 三 地 先 か ら 同 市 大 字 南 入 曾 五 五 番	区 間
九 ・ 〇 九 ゝ 一 四 ・ 二 〇	八 ・ 三 三 ゝ 九 ・ 〇 九	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
	一 三 ・ 一 三	延 長 (メ ー ト ル)
	交 差 点 改 良 事 業 に よ る。	備 考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年七月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年七月三十一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 春日部久喜線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
一 地 先 ま で	南 崎 玉 郡 宮 代 町 中 央 三 丁 目 八 三 七 番 一 地 先 か ら 同 郡 同 町 同 丁 目 八 三 九 番	区 間
七・四一〇 一一・九八	七・四一〇 九・七七	敷 地 の 幅 員 (メ ー ト ル)
五〇・二七		延 長 (メ ー ト ル)
		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年七月三十一日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

一 許可番号

令和元年十二月二十六日

指令川建セ第〇一〇〇八〇号

二 検査済証番号

令和二年七月二十八日

川建セ第〇二〇〇五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字熊井字東山千百二十一番一、千百二十二番、千百二十二番二、千百二十三番一、千百二十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸百八十四番地十六

鳩山町長 小峰 孝雄

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年七月三十一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 原 徹

指定番号	第一号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	令和二年七月二十八日
指定に係る道路の位置	<p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区百五画地先</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区四十六画地先から二街区百五画地先まで</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区十二画地先から二街区四十六画地先まで</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業二街区四十一画地先から二街区六十五画地先まで</p> <p>寄居都市計画事業ふかや花園駅前土地区画整理事業一街区一画地先</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二百二十一・九〇</p> <p>五百八十六・七一</p> <p>三百一・三四</p> <p>六十一・一九</p> <p>百三十八・四八</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>二十六・六から二十九・五</p> <p>二十二・五から二十九・五</p> <p>十一・〇から十九・〇</p> <p>十八・〇から二十・七・五</p> <p>十五・〇から二十・〇</p>

告 示

埼玉県病院事業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年七月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

県立病院で使用する灯油（8・9月分）

JIS 1号 90,600リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当 埼玉県熊谷市板井1696
番地

(2) 埼玉県立精神医療センター事務局管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町小室818
番地2

3 落札者を決定した日

令和2年7月21日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社イハシ 埼玉県越谷市流通団地1丁目1番2号

5 落札金額

55.99円（1リットル当たり単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年6月23日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年七月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

脳外科用パイプライン血管造影 X 線撮影装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

令和 2 年12月28日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に輸入され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に輸入し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第227号）に基づき、業種区分「物品の販売」A等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和

35年法律第145号) 第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松本

電話048-830-5985 (直通) ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料(提案書)の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当 小沼

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限(入札説明書に記載)から令和2年9月9日 午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月8日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和2年9月9日 午前10時40分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を令和2年8月20日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年8月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ
提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Biplane angiography radiograph for brain surgery, complete

(2) Time-limit for tender:

10:30 a.m., September 9, 2020 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 8, 2020)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年七月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

全身用X線CT装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

令和3年1月29日

(4) 納入場所

埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第227号）に基づき、業種区分「物品の販売」A等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和

35年法律第145号) 第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 松本

電話048-830-5985 (直通) ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料(提案書)の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 用度担当 小沼

電話048-536-9900 ファクシミリ048-536-9920

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限(入札説明書に記載)から令和2年9月9日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年9月8日 午後5時まで

上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和2年9月9日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を令和2年8月20日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年8月5日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ
提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Complete X-ray CT system, complete set

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 9, 2020 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 8, 2020)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県病院事業告示第二十九号

平成十五年埼玉県病院事業告示第六号（埼玉県病院事業に係る料金のうち病院事業管理者が定める額）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和二年七月三十一日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

表診療及び検査の項第六号の項中

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働大臣告示第二百二十九号）第三第六十五号に掲げるマルチプレックス遺伝子パネル検査 固形がん（根治切除が不可能又は治療後に再発したものであって、従来の治療法が終了しているものに限る。）の料金

- | | | |
|-------|--------------------|----------|
| 一 | 自施設で病理検体を作製の場合 | |
| 一回につき | | 九一三、〇〇〇円 |
| 二 | 他施設で作製した病理検体を用いた場合 | |
| 一回につき | | 九〇九、〇〇〇円 |

を削る。

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十二年埼玉県条例第五十号）第二条の二第一項に規定する長期療養者の休業補償及び同条第二項に規定する年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額として、埼玉県教育委員会が定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の下欄に掲げる額とし、令和二年八月一日から施行する。

令和二年埼玉県教委告示第七号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和二年七月三十一日限り、廃止する。

この告示の最低限度額及び最高限度額に関する規定は、令和二年四月一日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償及び年金たる補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

令和二年四月一日からこの告示の施行の日の前日までの間における最低限度額及び最高限度額の適用については、告示中「七、〇三一元」とあるのは「七、〇四二元」と、「一四、一五七円」とあるのは「一四、二四九円」と、「一七、一〇四円」とあるのは「一七、二八五円」と、「二一、二三五円」とあるのは「二一、三九九円」と、「二三、二六六円」とあるのは「二三、三〇四円」と、「一四、九八〇円」とあるのは「一四、九九七円」とする。

令和二年八月一日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、五四三元	一三、三四二元
二十五歳以上三十歳未満	六、〇五一円	一四、一五七円
三十歳以上三十五歳未満	六、四七五円	一七、一〇四円
三十五歳以上四十歳未満	六、七八三元	一九、三二〇円
四十歳以上四十五歳未満	七、〇三一円	二一、二三五円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇八六円	二三、二六六円
五十歳以上五十五歳未満	六、九九五円	二五、五〇三元
五十五歳以上六十歳未満	六、五四三元	二五、五一五円
六十歳以上六十五歳未満	五、三一五円	二〇、五一一元

七十歳以上	六十五歳以上七十歳未満
三、九七〇円	三、九七〇円
一三、三四二円	一四、九八〇円

埼玉県公安委員会告示第130号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上欄の規定により、埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和3年3月1日から施行する。

なお、平成27年埼玉県公安委員会告示第111号（埼玉県公安委員会が認める交通誘導警備業務について）は、令和3年2月28日限り、廃止する。

令和2年7月31日

埼玉県公安委員会委員長 野瀬清喜

	路線	区間
1	一般国道4号	埼玉県内の全域
2	一般国道16号	埼玉県内の全域
3	一般国道17号	埼玉県内の全域
4	一般国道122号	埼玉県内の全域
5	一般国道125号	埼玉県内の全域
6	一般国道140号	埼玉県内の全域
7	一般国道254号	埼玉県内の全域
8	一般国道298号	埼玉県内の全域
9	一般国道299号	埼玉県内の全域
10	一般国道354号	埼玉県内の全域
11	一般国道407号	埼玉県内の全域
12	一般国道462号	埼玉県内の全域
13	一般国道463号	埼玉県内の全域
14	県道さいたま川口線	埼玉県内の全域
15	県道さいたま春日部線	埼玉県内の全域
16	県道さいたま栗橋線	埼玉県内の全域
17	県道さいたま菖蒲線	埼玉県内の全域
18	県道川越所沢線	埼玉県内の全域

	路線	区間
19	県道春日部松伏線	埼玉県内の全域
20	県道熊谷小川秩父線	埼玉県内の全域
21	県道川越栗橋線	埼玉県内の全域
22	県道川越日高線	埼玉県内の全域
23	県道東松山鴻巣線	埼玉県内の全域
24	県道草加流山線	埼玉県内の全域
25	県道飯能寄居線	埼玉県内の全域
26	県道さいたま草加線	埼玉県内の全域
27	県道川口上尾線	埼玉県内の全域
28	県道保谷志木線	埼玉県内の全域
29	県道加須鴻巣線	埼玉県内の全域
30	県道川越坂戸毛呂山線	埼玉県内の全域
31	県道さいたま東村山線	埼玉県内の全域
32	県道加須北川辺線	埼玉県内の全域
33	県道深谷東松山線	埼玉県内の全域
34	県道足立越谷線	埼玉県内の全域
35	県道所沢狭山線	埼玉県内の全域
36	県道川越上尾線	埼玉県内の全域
37	県道越谷流山線	埼玉県内の全域
38	県道松戸草加線	埼玉県内の全域
39	県道さいたまふじみ野所沢線	埼玉県内の全域
40	県道深谷寄居線	埼玉県内の全域
41	県道さいたま幸手線	埼玉県内の全域
42	県道行田東松山線	埼玉県内の全域
43	県道葛飾吉川松伏線	埼玉県内の全域

	路線	区間
44	県道練馬川口線	埼玉県内の全域
45	県道春日部菖蒲線	埼玉県内の全域
46	県道野田岩槻線	埼玉県内の全域
47	県道平方東京線	埼玉県内の全域
48	県道新座和光線	埼玉県内の全域
49	県道蕨桜町線	埼玉県内の全域
50	県道川越新座線	埼玉県内の全域
51	県道川越越生線	埼玉県内の全域
52	県道越谷八潮線	埼玉県内の全域
53	県道八潮三郷線	埼玉県内の全域
54	県道所沢堀兼狭山線	埼玉県内の全域
55	県道六万部久喜停車場線	埼玉県内の全域
56	県道幸手久喜線	埼玉県内の全域
57	県道鴻巣桶川さいたま線	埼玉県内の全域
58	県道ときがわ熊谷線	埼玉県内の全域
59	県道所沢青梅線	埼玉県内の全域
60	県道富岡入間線	埼玉県内の全域
61	県道曲本さいたま線	埼玉県内の全域
62	県道新方須賀さいたま線	埼玉県内の全域
63	県道足立川口線	埼玉県内の全域
64	県道冨山熊谷線	埼玉県内の全域
65	県道笠幡狭山線	埼玉県内の全域
66	県道ふじみ野朝霞線	埼玉県内の全域
67	県道蓮田鴻巣線	埼玉県内の全域
68	県道上尾環状線	埼玉県内の全域
69	県道蒲生岩槻線	埼玉県内の全域

	路線	区間
70	県道川藤野田線	埼玉県内の全域
71	県道三芳富士見線	埼玉県内の全域
72	県道上笹塚谷口線	埼玉県内の全域